



ホットな見守りニュース

オンラインゲームで高額請求！の巻



見守りポイント

- ◎子供や孫に「ゲームをしたい」と言われて、スマホ等を貸した後、高額な請求がきたという相談が寄せられています。
 - ◎気付かないうちにクレジットカード決済やキャリア決済を利用されたり、無断で持ち出した現金で電子マネーを購入されたというケースもあります。
- ※キャリア決済とは、携帯電話代と一緒に商品代等を支払う決済サービスです。

対処方法

- ◆未成年の子供や孫が契約した場合、未成年者契約の取消しができる場合があります。
- ◆スマホ等を貸すときは、あらかじめ課金をするときのルールを決めておきましょう。
- ◆クレジットカードの暗証番号、キャリア決済のIDやパスワード等は安易に教えたりしないようしっかり管理しましょう。

和歌山市消費生活センター
 〒640-8511
 和歌山市七番丁23番地 市役所庁内2F市民生活課内
073-435-1188

和歌山県消費生活センター
 〒640-8319
 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。